二　令第三百十六条の二第二項第三号に掲げる国外居住親族　当該国外居住親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が同項に規定する居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）（当該国外居住親族の法第百九十四条第一項第七号（給与所得者の扶養控除等申告書）に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二ロ⑴（定義）に掲げる者に該当することである場合には、当該証する書類及び外国政府又は外国の地方公共団体が発行した当該国外居住親族に係る第四十七条の二第九項各号に掲げるいずれかの書類であつて、当該国外居住親族が外国における出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表（在留資格）の留学の在留資格に相当する資格をもつて当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなつた旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。））

イ　戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券の写し

ロ　外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

3　令第三百十六条の二第三項に規定する生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であつて、同項に規定する居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）とする。

一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第三号（定義）に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの

二　第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該国外居住親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は同号に規定する特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

4　令第三百十六条の二第三項に規定する法第二条第一項第三十四号の二ロ⑶に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定める書類は、前項に規定する書類であつて、令第三百十六条の二第三項に規定する居住者から国外居住親族である各人へのその年における前項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにする書類とする。

第七十四条第一項第四号中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除の額、ひとり親控除」に改める。

第七十四条の二中「第四十七条の二第五項（確定所得申告書に添付すべき書類等）」を「第七十三条の二第二項（給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等）」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「国外居住親族（同項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「令第三百十八条の二（従たる給与についての扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する記載がされた者」と、「第三百十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる国外居住親族」とあるのは「第三百十八条の二第一号に掲げる記載がされた者」と、「当該国外居住親族」とあるのは「当該記載がされた者」と、「同項第一号又は第二号に掲げる者の区分に応じ同項第一号又は第二号」とあるのは「同号」と、「第三百十六条の二第二項第三号に掲げる国外居住親族」とあるのは「第三百十八条の二第二号に掲げる記載がされた者」と、「同項に規定する居住者」と、「第百九十四条第一項第七号（給与所得者の扶養控除等申告書）」とあるのは「同条に規定する居住者」と、「第百九十四条第一項第四号（従たる給与についての扶養控除等申告書）」と読み替えるものとする。

第七十四条の四中「同号イからハまで」を「同号イ又はロ」に、「第二百六十二条第三項第一号イからハまで」を「第二百六十二条第三項第一号イ又はロ」に、「、国外居住配偶者又は国外居住扶養親族」を「又は国外居住配偶者」に、「国外居住親族」を「国外居住障害者等」に改める。

第七十七条の四第八項中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

第七十七条の五中「第四十七条の二第五項（確定所得申告書に添付すべき書類等）」を「第七十三条の二第二項（給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等）」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「国外居住親族（同項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「令第三百十九条の十（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に関する書類の提出又は提示）に規定する記載がされた者」と、「第三百十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる国外居住親族」とあるのは「第三百十九条の十第一号又は第三号に掲げる記載がされた者」と、「当該国外居住親族」とあるのは「当該記載がされた者」と、「第二号に掲げる者」とあるのは「第三号に掲げる者」と、「第二号に定める」とあるのは「第三号に定める」と、「第三百十六条の二第二項第三号に掲げる国外居住親族」とあるのは「第三百十九条の十第二号に掲げる記載がされた者」と、「同項に規定する居住者」とあるのは「同条に規定する居住者」と、「第百九十四条第一項第七号（給与所得者の扶養控除等申告書）」とあるのは「第二百三条の六第一項第六号（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）」と読み替えるものとする。

第八十一条の六第一項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第三項第二号中「法人番号」を「令第三百三十六条第四項の規定に該当する法人又は法人番号」に、「当該」を「これらの」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第三百三十七条第二項第一号」を「第三百三十七条第二項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくは」に、「した個人の氏名、住所及び個人番号」を「し、又は同条第四項の規定による確認を受けた者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号」に改め、同項第二号中「又は送信を受けた」を「若しくは送信を受け、又は令第三百三十七条第四項の規定による確認をした」に、「受けた旨」を「受け、若しくは当該確認をした旨（第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該提示を受けた年月日及び書類の名称並びに当該確認をした旨）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項第四号」を「第四項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　令第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等につき支払を受ける法人が貯蓄取扱機関等の営業所の長に同項から同条第三項までの規定による告知をする際、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長が、当該告知があつた名称及び住所につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項（指定等）に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項（定義等）に規定する登記情報に記録されたその支払を受ける法人の名称及び住所と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長に、令第三百三十七条第一項の規定による前項に規定する法人確認書類の提示をしたものとみなす。

第八十一条の七第二項中「第三百三十七条第四項」を「第三百三十七条第五項」に改め、同条第三項中「第三百三十七条第四項」を「第三百三十七条第五項」に改め、同項第二号中「名称又は」を「名称（前条第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該書類の名称及び当該確認をした旨）」に改め、「受けた旨」の下に「又は令第三百三十七条第四項の規定による確認をした旨」を加え、同条第四項中「掲げるいずれかの書類」を「定める書類のいずれか」に、「送信して」を「送信し、若しくは同条第四項の規定による確認を受けて」に改め、同条第六項中「第三百三十七条第五項」に改める。